

保育所等において新型コロナウイルス感染症が 発生した場合の対応について

令和2年2月25日付で厚生労働省より、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」として、当分の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等が示されました。

つきましては、厚生労働省の方針等を踏まえて、臼杵市の保育所等において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてお知らせします。

◆子どもが感染した場合について

①感染した子どもが、登園していた場合には、当該保育所等の一部又は全部について臨時休園します。なお、臨時休園の規模及び期間については、大分県中部保健所との相談の上、決定しますが、概ね2週間は休園します。この場合においては、保育所等から速やかにお知らせします。

◆子どもが感染者との濃厚接触者に特定された場合について

②子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、登園を避けるようにお願いします。なお、この場合の登園を避ける期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間となります。なお、この場合、施設の消毒等が必要となるため、臨時的に休園することもあります。

◆感染者がいない保育所等も含む臨時休園について

③市内等で新型コロナウイルス感染症の地域全体での感染拡大の防止を目的として、感染者がいない保育園等も臨時休園を行うことがあります。

◆発熱等の症状がある子どもの登園回避について

④感染拡大防止のため、健康状態の確認(検温等)をお願いします。発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるようにお願いします。

◆職員における感染対策について

⑤保育所等の職員が感染者等になった場合においても、上記①～④と同様の取り扱いになりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。万が一、保育士等の人員が一時的に確保できなくなった場合は、登園の自粛についてご協力いただくこともあります。

◆基礎疾患のある子どもについて

⑥基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談の上、その指示に従ってください。なお、日々の体調変化に注意するとともに、登園の際は、健康状態の確認(検温等)の徹底をお願いします。

☆臨時休園の決定は、急なご案内となることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症についての最新情報

臼杵市公式ホームページをご覧ください。<https://www.city.usuki.oita.jp/emergency/>

